

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十一号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。